

国際剣道連盟の結成と発展経過

小 森 富士登

はじめに

剣道が復活して三十余年、今日第七回世界剣道選手権大会が本年五月二十八・二十九日の両日韓国のソウル市で開催されるまでに発展してきたことは感慨無量である。

しかし、その基礎づくりをした各国の先駆者たちの努力と情熱と国際剣道連盟関係者の努力によって築き上げられた十余年の経過を顧みるときに、今日の世界的隆盛が単なる流行ではないことは自から明らかなことである。

以下、国際剣道連盟結成に至る経緯と、設立から十余年の歩みを記録するとともに、将来の展望について付言してみたい。

一、国際社会人剣道大会

この大会は、国際的に剣道の交流をはかることを目的に近畿実業団剣道連盟の西沢袈裟人氏が個人的に台湾を訪ねた際に、謝徳仁氏らと会い合意に達し、最初はアメリカ・韓国・琉球の剣道実業人に呼びかけたことから実現したものである。

第一回大会は、昭和四十年（一九六五）十一月二十一日台北市公売局体育館において孫文生誕生百年祭を記念して開催された。アメリカ（森寅雄氏以下二名）、琉球（松川久仁男氏以下二十八名）、日本（和崎嘉之氏以下二十六名）、韓国は国内事情により参加できなかったのであるが、これが剣道の国際的な大会の第一歩である。

以後、昭和四十一年（一九六六）十一月に沖繩において第二回大会がアメリカ・韓国・日本・沖繩の参加で開催さ

れた。第三回大会は、昭和四十二年（一九六七）十月大阪において、第四回大会は、韓国の京城において台湾・日本・沖縄・韓国の参加で開催されている。

この国際社会人剣道大会の特徴は、参加国参加地域の対抗意識という意味あいではなく、剣道を愛する一般人の自由参加により友好と相互理解を深めることに意義があったのである。そして剣道の国際的組織での交流を確立する上で開拓的な役割を果たしていることは、大いに評価するべきであろう。

二、国際親善剣道大会

アメリカの団長森寅雄氏は、昭和四十一年（一九六六）十一月第二回国際社会人剣道大会（沖縄）の途次に大谷一雄氏と会談し、剣道の国際的普及を目指して全日本剣道連盟主催による国際親善剣道大会を翌年秋に東京で実施することを約束したのである。

昭和四十二年（一九六七）十月四日、日本武道館において皇太子殿下・妃殿下及び浩宮殿下のご臨席を仰ぎ、アメリカ・カナダ・ブラジル・イギリス・西ドイツ・スイス・オーストラリア・南ベトナム・台湾・韓国・日本の十一ヶ国及びハワイ・沖縄の二地域の計十三団体剣士百十余人が一堂に会して国際色豊かな大会が開催されたのである。試合は全参加者を紅白に分けての個人試合と団体試合が行われ決勝戦で日本が台湾を四対一で破り優勝を飾っている。

さて、大会の翌日に会議が行われ九ヶ国の代表が今後の諸問題等を議論したのであるが、特にアメリカ代表の森寅雄氏が世界的な組織結成と大会の実施を強く要望したことに、韓国・台湾・イギリスの代表もこれに賛同した。日本はまだ時期早尚と判断したのであろうか最初は提案に消極的であったのである。しかし、多数の各国代表の熱意によ

り満場一致で国際剣道連盟（IKF）結成と世界剣道大会を日本で開催することを決議し、その計画準備の一切を日本に一任したのである。

全日本剣道連盟は早々に特別委員会を設置し、翌年の昭和四十三年（一九六八）春には各国に国際剣道連盟の趣意書と規約案を送付するとともに、第一回世界剣道選手権大会を二年後の昭和四十五年（一九七〇）の四月に開催する旨呼びかけ、また欧米諸国に使節を派遣して連盟結成の気運を醸成することに努めたのである。

三、国際剣道連盟（IKF）の設立

昭和四十五年（一九七〇）四月四日東京ヒルトンホテル会議室において国際剣道連盟の創立総会が開催され、主旨に賛同した一七団体の代表は、木村篤太郎氏を議長として国際剣道連盟（IKF）の設立の確認・規約の制定・加盟団体の承認・役員を選出等が審議され、国際剣道連盟（IKF）が設立されたのである。

ただ、国際剣道連盟の主唱者であったアメリカの森寅雄氏は、前年昭和四十四年（一九六九）一月にロスアンゼルス道場で心臓発作により急逝され晴れの場に姿を見ることはできなかったのである。

◎ 加盟団体

アメリカ・カナダ・ブラジル・オーストラリア・イギリス・ベルギー・フランス・スイス・スウェーデン・西ドイツ・モロッコ・中華民国・韓国・オランダ・日本の十五ヶ国及びハワイ・沖縄の二地域の計一七団体。

◎ 役員

会長 木村篤太郎（日）。

副会長 徐廷学（韓）、大谷一雄（日）、胡偉克（中）、中原虎太郎（米）、R V サンドル（スウェーデン）。

理事 T 戸井田（伯）、M 野田（加）、謝徳仁（中）、A ゴメス（仏）、R クヌツセン（英）、滝沢光三（日）、

G スタンゲル（スウェーデン）、T 中原（米）、笠原利章（日）、都鎬文（韓）。

監事 S 吉永（ハワイ）、C デュリックス（モロッコ）。

四、世界剣道選手権大会

(1)、第一回大会

国際剣道連盟（IKF）結成の翌日昭和四十五年（一九七〇）四月五日、日本武道館に皇太子殿下・妃殿下をお迎えして国際剣道連盟主催第一回世界剣道選手権大会が開催されたのである。この大会には、連盟加盟の全団体である十七団体の百余名の剣士の参加で、親善試合、団体試合（十一チーム）が行なわれた。

その後、明治村において親善試合、万博会場で外国剣士による公開演武を行なった後に、四月十日大阪市立中央体育館において個人選手権試合が行われ百二十八名が出場した。

記念すべき第一回世界剣道選手権大会は、団体・個人試合ともに外国選手間の技術格差が大きく、日本の圧勝となつた。

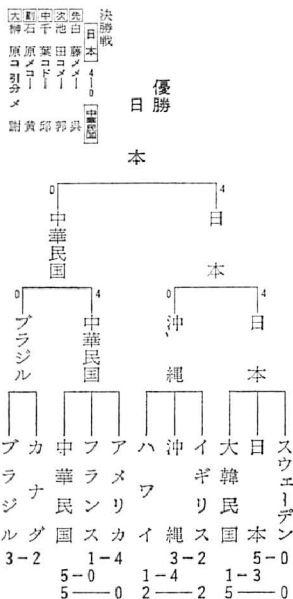
(2)、第二回大会

第一回大会から三年後の昭和四十八年（一九七三）にアメリカ、ロサンゼルスにおいて参加団体十五団体（オース

第一回世界剣道選手権大会

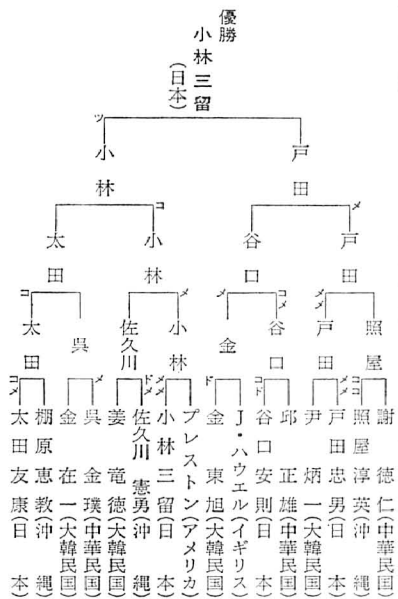
団体戦

昭和四十二(一九七〇)年四月五日
於・日本武道館



個人戦

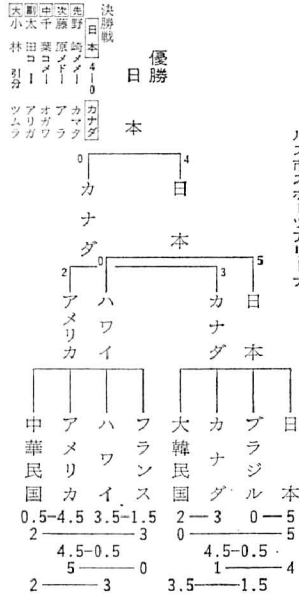
昭和四十五(一九七〇)年四月十日
於・大阪市中央体育館



第二回世界剣道選手権大会

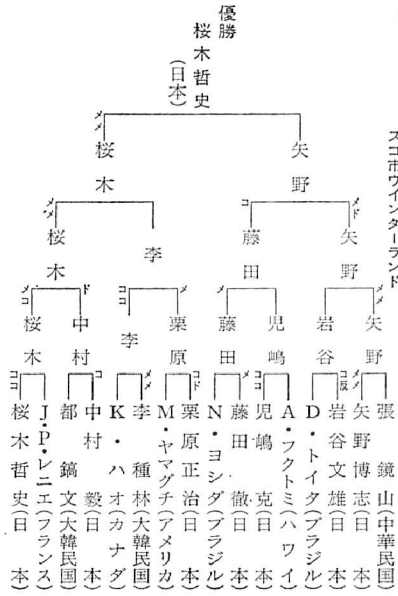
団体戦

昭和四十八(一九七三)年四月八日
於・カリフォルニア州ロスアンゼルス市スポーツアリーナ



個人戦

昭和四十八(一九七三)年四月十五日
於・カリフォルニア州サンフランシスコ市ウィントンタラウンド



トラリア・ブラジル・カナダ・中華民国・フランス・イギリス・韓国・マレーシア・モロッコ・ポルトガル・スウェーデン・スイス・日本・ハワイ・アメリカ)の百余名で開催されている。

この大会も、団体・個人試合で日本チームが圧勝している。ただ、個人試合の三位に入賞している韓国の李選手の活躍が注目されている。

大会期間中に国際剣道連盟の総会で、ホンコン・マレーシア・ポルトガルの加盟と沖繩の脱退、国際剣道連盟試合審判規則の制定、国際剣道連盟規約の改正が承認されている。

規 約

国 際 剣 道 連 盟

一九七〇年四月四日制定

一九七三年四月九日改正

第一章 総 則

(名 称)

第一条 本連盟は国際剣道連盟(以下国際剣連とよぶ)と称する。

(構 成)

第二条 国際剣連は各国の国内剣道統轄団体(以下加盟団体とよぶ)により構成される。

(所在地)

第三条 国際剣連の公式所在地は事務総長の所在する都市とする。

(用 語)

第四条 公式用語は日本語および英語とし、技術用語は日本語を用いる。

(性 格)

第五条 国際剣連は非政治的な剣道のアマチュア競技団体であつて、人種・宗教・その他による如何なる差別をも認めない。

第二章 目的および事業

(目 的)

第六条 国際剣道は剣道の国際的普及振興をはかり、あわせて剣道を通じ加盟団体相互の親愛友情を培うことをもつて目的とする。

(事 業)

第七条 前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界剣道選手権大会の開催
- (2) 各国内における組織化の推進
- (3) 剣道の国際的競技規則の制定
- (4) 講習会、研究会などの開催
- (5) 用具、図書などの斡旋
- (6) 情況交換ならびに機関誌の刊行
- (7) その他目的達成に必要な事業

第三章 加 盟

(加 盟)

第八条 国際剣連への加盟にあつては、別に定める手続きを経て理事会の承認を要する。

第四章 役 員

(役名および数)

第九条 国際剣連には次の役員をおく。

会 長	一
副会長	若干
理 事	若干
事務総長	一
監 事	二

(選 出)

第一〇条 役員の出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は理事会において選出する。
- (2) 副会長は会長が選任する。ただし理事会の承認を要する。
- (3) 理事は、総会において互選された理事国より選任される。
- (4) 事務総長は会長が理事会にはかって任命する。
- (5) 監事は総会において選出する。ただし監事は他の役員をかねることはできない。

(任 務)

第一一条 役員の出方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は国際剣連を代表し、これを主宰する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは予め会長の定めた順序により会長の任務を代行する。
- (3) 理事は理事会の構成員としてその任務を遂行する。
- (4) 事務総長は国際剣連の事務を総括する。
- (5) 監事は国際剣連の会計その他の会務を監査する。

(任 期)

第一二条 役員の出方法はすべて三年とする。ただし重任を妨げない。

第五章 技術委員

(技術委員)

第十三条 国際剣連は、理事会において技術委員若干名を選任する。

技術委員の任期は第十二条に準ずる。

技術委員の技術委員会の構成員としてその任務を遂行する。

第六章 機 関

(総 会)

第十四条 総会は国際剣連の最高議決機関であり、規約の改正・予算決算の承認・大会その他の事業計画・役員を選出など一切の重要事項を議決する。

第十五条 総会は会長の招集により、三年毎に定期に開催する。

第十六条 総会は加盟団体代表および国際剣連役員をもって構成し、会長が議長となる。

第十七条 総会は各加盟団体代表の半数以上の出席によって成立する。議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(理事会)

第十八条 理事会は総会の決定に基き、一切の事項を処理すると共に、緊急事項の議決にあたる。ただしこの場合は次期総会において承認を得なければならない。

第十九条 理事会は会長の招集により毎年一回定期に、その他必要に応じ臨時に開催する。

第二〇条 理事会は第九条に定める役員をもって構成し、会長が議長となる。

第二一条 理事会は理事の半数以上の出席によって成立する。議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(技術委員会)

第二条 技術委員会は技術委員をもって構成され、会長の諮問に応じ、剣道に関する技術的事項を審議する。

第七章 会 計

(費用支弁)

第二三条 国際剣連の運営に要する費用は、加盟金・年次会費・寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(加盟金・年次会費)

第二四条 加盟金および年次会費については、総会においてこれを定める。

(年度・決算)

第二五条 国際剣連の会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終る。

決算ならびに事業報告は、毎年度末より三カ月以内にこれを行う。ただし総会の承認は定理総会において三期一括して行うことができる。

付 則

第一条 (規約第七条関連)

世界剣道選手権大会は三年毎に開催する。大会の場所・期日・主管団体は総会において決定し、大会要項・予算は管主団体の案に基づき、理事都において決定する。

第二条 (規約第八条関連)

加盟の手続きは、団体の名称・所在地・会則・役員名および会員数を文書で届出て、かつ二加盟団体の推薦を要する。ただし、欧州においては、国際剣連に加盟する前に欧州剣道連盟に加盟しなければならない。

第三条 (規約第十九条関連)

理事会は、予め過半数の理事の合意を得た場合に限り書面審議によって議案の承認を求めることができる。この場合、次の理事会にその経過を報告しなければならない。

(3) 第三回大会

アジア・アメリカを経てヨーロッパへ、第三回世界剣道選手権大会は昭和五十一年（一九七六）四月イギリスのミルトンキーンズ市において、ベルギー・ブラジル・カナダ・中華民国・フランス・西ドイツ・ハワイ・ホンコン・イタリア・日本・マレーシア・モロッコ・オランダ・シンガポール・スウェーデン・スイス・アメリカ・イギリスの十八団体から二百数十名の参加で開催された。

四月十一日に団体選手権（十七チーム）が行われ、優勝日本、二位カナダ・三協アメリカ・中華民国。続いて翌日十二日に個人選手権（百五名）が行われている。ここで注目されるのは、中華民国の呉選手が優勝候補の有馬選手を破り三位に入賞していることである。

過去二回の大会にくらべレベルの差が縮まっているのである。

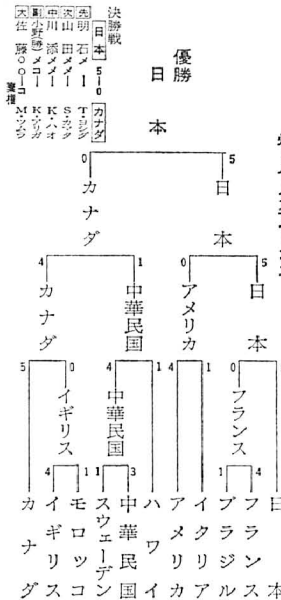
(4) 第四回大会

昭和五十四年（一九七五）八月に札幌市で行われた。八月一日、東京に集結した来日外国人は、アルゼンチン四名・オーストラリア十四名・ベルギー七名・オーストラリア一名・ブラジル十八名・カナダ二十九名・フランス十八名・西ドイツ十六名・イギリス二十名・ハワイ二十八名・ホンコン九名・イタリア十一名・韓国十八名・マレーシア八名・オランダ十二名・スペイン八名・スウェーデン八名・スイス十四名・アメリカ三十八名・台湾四名の計二百八十五名。その他同付者百五十九名以上二十団体から四百四十四名を迎え、これに日本の選手団・役員を加え五百名を越える大集会となった。

第三回世界剣道選手権大会

団体戦

昭和五十一年(一九七六年)四月十七日
於・イギリス バッキンガムシャー
州ミルトンキイーンズ

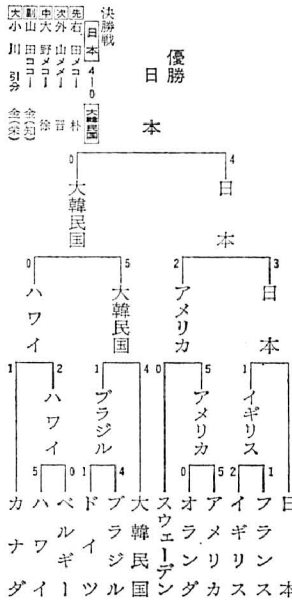


(決勝トーナメント以上)

第四回世界剣道選手権大会

団体戦

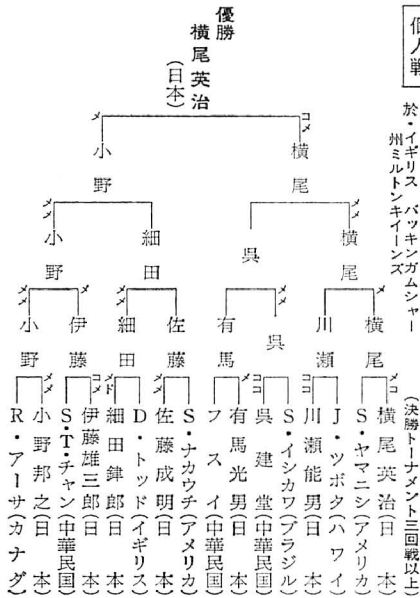
昭和五十四年(一九七九年)八月五日
於・北海道札幌市 真駒内屋内競技場



(決勝トーナメント以上)

個人戦

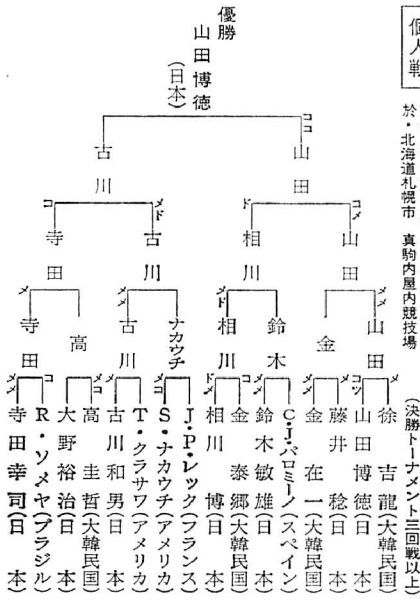
昭和五十一年(一九七六年)四月十八日
於・イギリス バッキンガムシャー
州ミルトンキイーンズ



(決勝トーナメント三回戦以上)

個人戦

昭和五十四年(一九七九年)八月四日
於・北海道札幌市 真駒内屋内競技場



(決勝トーナメント三回戦以上)

八月四日、真駒内屋内競技場において、浩宮殿下ご臨席を迎ぎ、個人選手権（百二十六名）が行われ、ベスト4は日本が独占したが、ベスト8には韓国選手二名・アメリカ選手一名が入り、特に大野選手（警視庁）を破った韓国の高選手に注目が集った。

翌日五日には団体選手権（十八チーム）が行われ、優勝日本、二位韓国・三位アメリカ、ハワイとなった。しかし、日本とアメリカの試合は三対二と日本が辛勝している。アメリカ・韓国の活躍が目立った。

(5) 第五回大会

一九七〇年以降三年毎に回を重ねた世界剣道選手権大会は北半球を一巡した後初めて南半球へ渡り、昭和五十七年（一九八二）七月三十一日から八月二日の三日間ブラジル国サンパウロ市イビラフェラ屋内競技場において、十七団体二百名参加によって第五回世界剣道選手権大会が開催された。

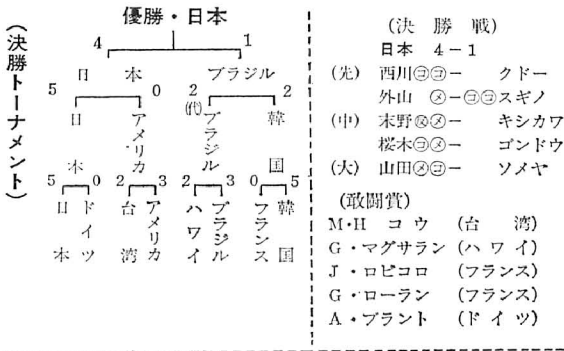
七月三十一日

大会第一日は個人選手権試合（各国七名以内のエントリーで計九十四名）が行われ、ベスト8には日本四名、韓国二名、アメリカ二名が勝ち残り場内は騒然となったそうである。

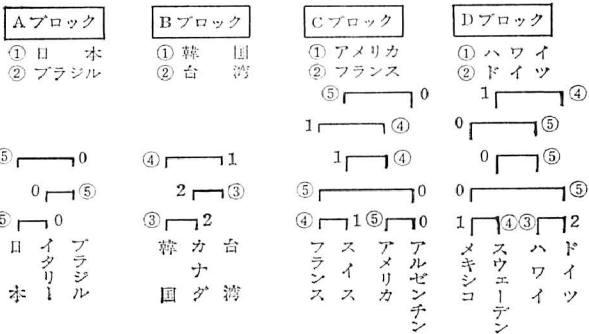
しかし、日本選手は踏んばりベストを独占したが、日本チームとしては、まさに冷汗三斗の思いであったろう。

大会第二日は団体選権試合（十四チーム）が参加で行われ、優勝日本・二位ブラジル・三位アメリカ・韓国となったが準々決勝のアメリカ対台湾・準決勝のブラジル対韓国の試合は、一進一退の息をのむ接戦となっている。

団 体 戦

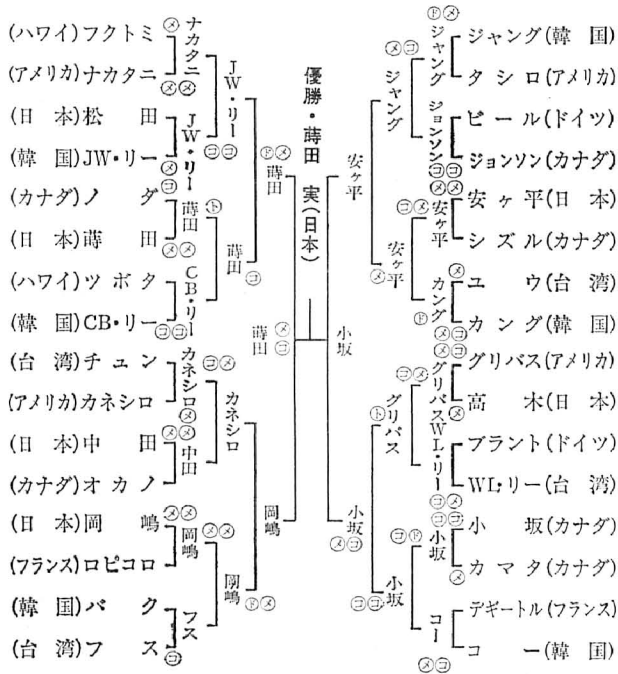


予選リーグ (各ブロック二位まで決勝トーナメント進出)



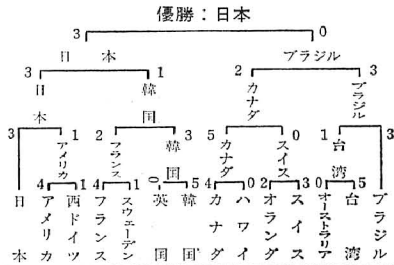
個人戦

(決勝トーナメント)



団体戦 (4月13日・パリ：クーベルタン体育館)

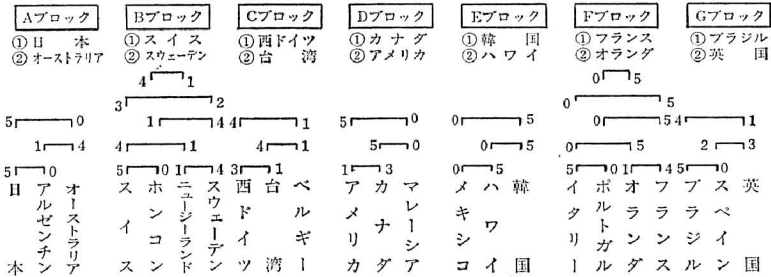
(決勝トーナメント)



(決勝戦)

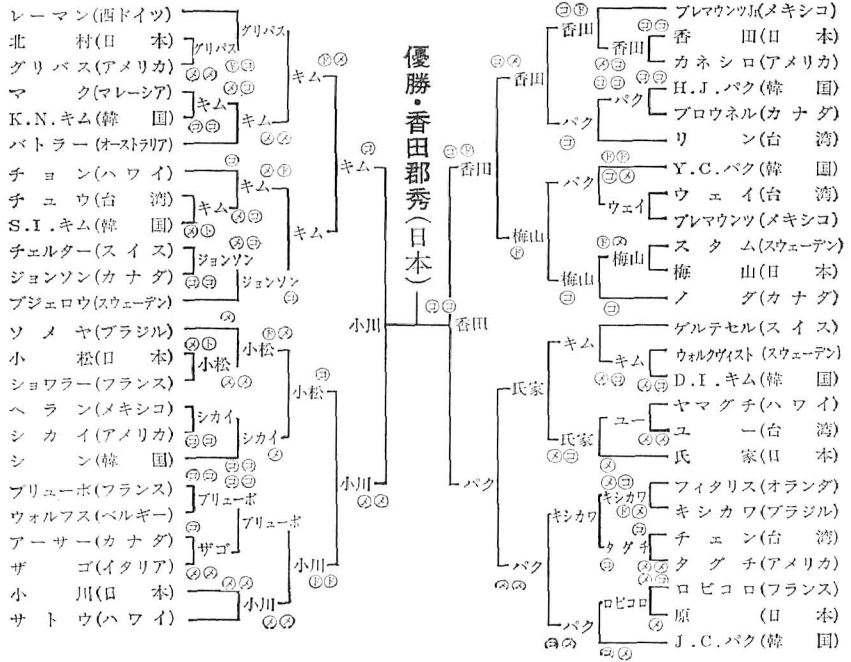
- 日本 3 ——— 0 ブラジル
 (先)石田 ⊕ —×— ⊕ ソカベ
 岩堀 ⊗ ⊙ ——— ⊕ クドー
 (中)原田 —×— キシカワ・J
 遠藤 ⊗ ⊙ ——— キシカワ・R
 (大) 梯 ⊕ ⊙ ——— ソメヤ

予選リーグ(各ブロック二位まで決勝トーナメント進出)



個人戦 (4月14日・パリ：クーベルタン体育館)

(決勝トーナメント)



(6) 第六回大会

昭和六十年（一九八五）四月十三・十四日の兩日フランス国パリ市クーベルタン体育館において、参加チーム二十三チーム百数十名によって第六回世界選手権大会が開催された。

大会第一日は、団体選手権が行われ優勝日本、二位ブラジル・三位カナダ・韓国となったが、韓国・ブラジル・アメリカ・カナダの台頭と若い選手の活躍が注目され、第七回大会での日本チームの危機がうわさされる大会であった。

翌日の個人選手権大会は、百四十五名で行われベスト4のうち二つの椅子に韓国選手が入り日本と外国剣士のレベル差が縮まった大接戦の試合であった。

五、課 題

一 現在、国際剣道連盟には二十四ヶ国が一地域（ハワイ）より計二十五団体が加盟しており、世界の剣道人口は日本を除いて十五万人とも二十一万人ともいわれている。

二 国際剣道連盟の国際的組織力は他の武道関係にも優るとも劣らない程である。しかし、普及拡大にともなう今後の問題も予知して対処すべきであろう。以下二、三の問題を提起する。

(1)、各国内剣道団体の統制

二、三国内で分派行動や勢力争いのトラブルがあり、今後普及が進むにつれてさらに増加する危険性がある。イタリアはこの問題で連盟を除名されている。

(2)、審判技術の不確実。

これまで世界選手権大会で、毎回反省の材料となっていたのが審判技術の不確実さである。海外への普及を考える時に、剣道人口がいたずらに増えるという量の問題よりも、質の問題が重要である。剣道が正しく海外へ普及されているかはこの審判技術でわかるものである。昭和六十一年六十二年の計二回ずつ、アジア・アメリカ・ヨーロッパの三地域で審判講習会が開かれたが今後も続けていただきたい。

(3)、指導者の養成や剣道用具の一般化など。

六、まとめ

国際剣道連盟結成から第六回世界剣道選手権大会までの経過を今回調査して、先駆者の努力と関係団体の協力により今日まで急激な発展をなしたことは喜ばしいことであるが、それとともに諸問題も山積されている。

国際的に普及拡大することも良いと思うが、やはり正しい剣道を普及しなければならぬ。

今年五月に行なわれる第七回世界剣道選手権大会には、日本代表として全日本選手権大会出場可能な六段以上が八名、五段が四名と発表されているが、世界大会と全日本大会とは一体どちらの大会が比重が大きいのであろうか。

この事は、日本剣道自体が競技本位に流れているのではないかと思う。また、現在の審判規則においては、高段者（五段以上）でなければ理解できないものや試合規則の理解などの国内の諸問題を解決することによって正しい剣道の国際普及に発展してゆくのではないであらうか。